

IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会

報告書(案)

要旨

IP化の進展に対応した競争ルールの在り方について —新競争促進プログラム2010—

- 第1章 IP化の進展に伴う競争環境の変化と競争ルール見直しの必要性
- 第2章 IP化の進展に対応した競争政策に関する基本的考え方
- 第3章 今後の接続政策の在り方
- 第4章 今後の料金政策の在り方
- 第5章 ネットワークの中立性の確保の在り方
- 第6章 その他の検討すべき課題
- 第7章 新しい競争促進プログラムの策定に向けて

第1章 IP化の進展に伴う競争環境の変化と競争ルール見直しの必要性

1. IP化の進展に伴う競争環境の変化 (p. 6)

(1)ブロードバンド化の進展 (p. 6)

ブロードバンド市場における活発な競争はブロードバンドサービスの低廉化や高速化をもたらしており、我が国は世界で最も低廉・高速なブロードバンドサービス環境を享受することができる国の一つとなっている。

(2)水平的市場統合の進展 (p. 6)

IP化に伴う市場の統合によって、従来のサービス区分の垣根が低くなってきている。このため、従来サービスごとに構成されていた市場内での競争(イントラモダル競争)は次第に意味を持たなくなる。これに代わり、段階的に統合された市場における競争(インターモダル競争)が実現するようになり、伝送プラットフォームの融合を通じて、水平的な市場統合

が実現していくものと考えられる。

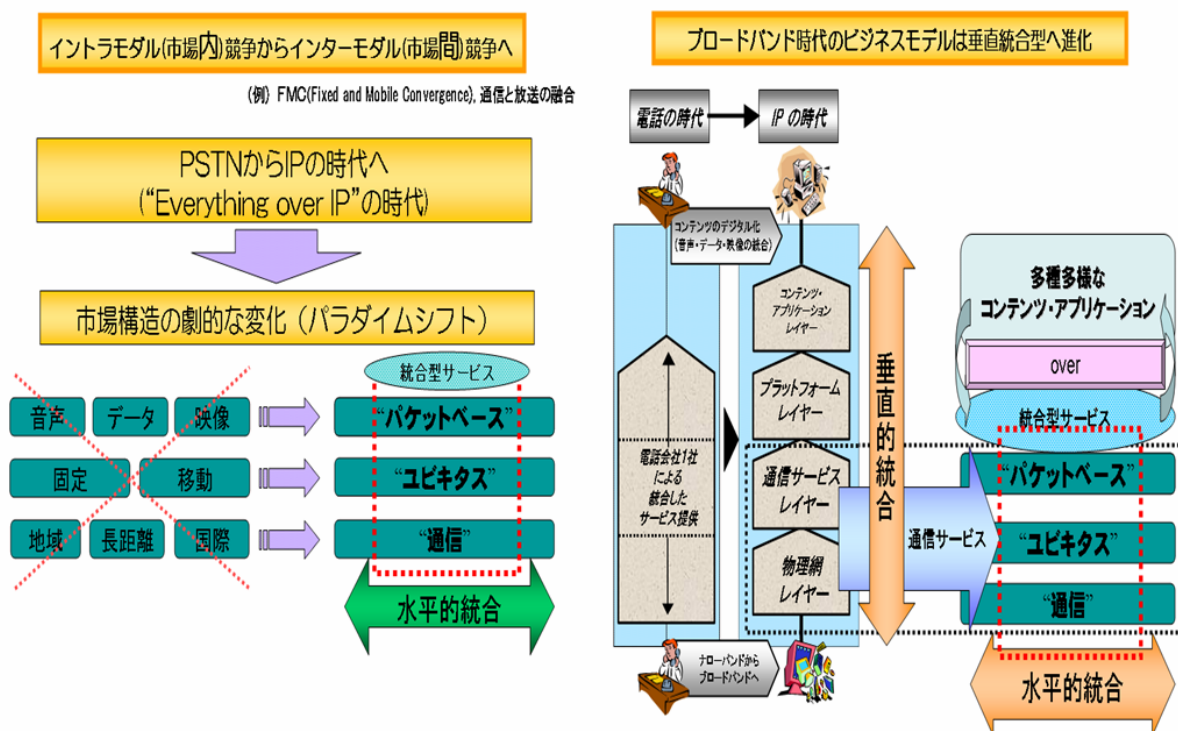
(3) 垂直的市場統合の進展 (p. 7)

ブロードバンド化やIP化の進展に伴い、ビジネスモデルも大きく変貌を遂げつつある。こうしたビジネスモデルを分析するための枠組みとして、レイヤー型競争モデルを採用する。

レイヤー型競争モデルにおいては、①物理網レイヤー、②通信サービスレイヤー、③プラットフォームレイヤー(認証・課金、QoS 管理、著作権処理など、コンテンツ等を通信サービスレイヤーで円滑に流通させるための機能)、④コンテンツ・アプリケーションレイヤーの4つのレイヤーに分けて分析を行う。

最近のビジネスモデルを見ると、川上から川下まで一貫して提供するビジネスモデルが確立されつつある。こうした垂直統合型のビジネスモデルは、一社単独で構築する場合もあれば、複数の事業者が共同して提供する場合もある。こうしたビジネス展開を可能としている背景には、IP化の進展に伴う各レイヤーの機能分離(アンバンドル)がある。すなわち、各レイヤーの機能はいわばモジュール化され、各モジュールを組み合わせ、より付加価値の高い統合的なサービスを提供しようというビジネスモデルが多数登場してきている。

IP化の進展に伴う競争環境の変化



2. IP化の進展に対応した競争ルール見直しの必要性 (p.8)

我が国の電気通信市場における競争ルールは、04年の改正電気通信事業法の施行等により、事前(ex ante)規制型から事後(ex post)規制型へと移行し、事前規制は市場支配力

の濫用を防止するためのドミナント規制等に限定されることとなった。

しかし、こうした競争モデルの変更を実施した後、急速に水平的な市場統合や垂直的な市場統合が顕在化し、IP化の本格的な進展が現実的なロードマップとして視野に入るようになってきた。このため、レイヤー型競争モデルを活用しつつ、ブロードバンド市場全体の視点から改めて競争ルールの在り方を検討することが必要になってきている。

我が国のブロードバンド市場は世界最先端のブロードバンド基盤を有しているが故に、世界に先駆けて新しい問題に直面する可能性もある。本懇談会のミッションは、IP時代のビジネスモデルやネットワーク構造が具体化し始める中、これに対応した競争モデルについて、検討のロードマップを明確化することにある。

第2章 IP化の進展に対応した競争政策に関する基本的考え方

1. IP化の進展に対応した競争ルールの運用原則 (p. 11)

競争ルールの検討に際してはその運用原則を明確にし、これに沿って競争ルールの展開を図っていく必要がある。

IP化の進展に対応した競争ルールの運用原則として、①通信レイヤー(物理網レイヤー及び通信サービスレイヤー)における公正競争の確保、②垂直統合型ビジネスモデルに対応した公正競争の確保、③競争中立性・技術中立性の確保、④利用者利益の保護、⑤競争ルールの柔軟性・透明性・整合性の確保という5項目に整理することが適当である。

2. 検討に際しての時間軸 (p. 13)

本報告書では、2010年代初頭をマイルストーンとして設定し、競争ルールの在り方を検討する。

その根拠としては、①2010年がIT新改革戦略(06年1月、IT戦略本部決定)やu-Japan 政策(04年12月公表)等の最終目標年であること、②各通信事業者によるIPベースの次世代ネットワークの構築が本格化し、2010年代初頭において、IP網への移行が相当程度進展していると考えられること(IPベースのサービスは「従」から「主」へ)、③2010年代初頭においては通信・放送の融合・連携が具体的に進展している可能性が高いと見込まれるという3点に集約される。

第3章 今後の接続政策の在り方

1. 設備競争とサービス競争の適正なバランス (p. 15)

(1) 基本的な考え方 (p. 15)

電気通信事業分野における競争促進を図るという観点からは、各事業者が自ら線路設備などのネットワークを構築する設備競争(facility based competition)と、ボトルネック設備を保有するドミナント事業者のネットワークを競争事業者に開放して競争を促進するサービス競争(service based competition)という2つの形態が存在する。

現在の市場構造を見ると、地域通信市場においてはNTT東西が加入者回線ベースで約94%(05年度末現在)を保有しており、ボトルネック設備を保有することに伴う市場支配力濫用の懸念がある。すなわち、電気通信市場における競争モードはいわば「独占から競争への過渡期」にあると考えられる。

このため、IP化に対応した競争モデルとして、設備競争とサービス競争の双方を促進し、ボトルネック性に起因する市場支配力の濫用の懸念が無くなったと判断された場合にはドミナント規制を解除するなど、設備競争とサービス競争の適正なバランスを図っていくことが必要である。

(2) 欧米における市場環境と競争政策 (p.16)

米国やEUにおける競争ルールからは様々な政策的含意を得ることが出来るが、それぞれの政策の方向性については市場構造の違いや採用された競争政策の歴史的経緯の違いなどを踏まえることが必要である。

米国においては、CATV事業者とRBOCが通信レイヤーにおける主たる競争軸となっており、これら2大グループが直接的に競合する形で設備競争が実現している。これに対し、我が国においては依然としてNTT東西が物理網レイヤーにおいて加入者回線の約94%を占有している他、99年に実施されたNTT再編はグループ各社の資本関係を維持し、NTT及びNTT東西については、NTT法に基づく規制が引き続き適用されている。このため、旧AT&Tの構造分離を起点とする米国通信市場の発展形成の過程や現在の市場構造は、我が国と状況が大きく異なるものである。

一方、EU加盟各国の市場構造は我が国の市場構造に比較的近いが、EUにおける市場構造の特徴の一つは、加盟各国におけるドミナント事業者が、他の加盟国において出資・提携を行ったり、再販ベースの事業者となり、既存事業者と競争を行う形でEU域内全体の競争促進が図られている点にある。我が国の場合、持株制度の下でNTT東西の相互参入が実現していない状況にあり、EUとは電気通信市場における競争形態が異なる面がある。

(3) 設備競争の促進に向けた取組み (p. 17)

設備競争の促進に向けた取組みとして、まず第一に、線路敷設基盤の開放促進を図る必要がある。NTT東西が公社時代から構築した電柱・管路等の線路敷設基盤については、

現在、電柱添架手続きの簡素化等について試行実施が行われており、06年9月に今後の取組方針について取りまとめを行うこととなっている。これを受け、06年度中を目途に簡素化手続きを確定し、これを「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」に盛り込み、本格実施に移行することが適当である。

また、併せて関係事業者等で構成するフォローアップ体制を作ると共に、紛争事案などについてデータベース化を図る他、紛争処理機能の強化を図ることが適当である。

第二に、地方公共団体の光ファイバ網については、「次世代ブロードバンド戦略2010」(06年6月に案を公表)に基づき、一層の開放を図ることが適当である。

第三に、新しい無線LANや2.5GHz帯を用いた広帯域移動無線システムなど、新しい無線系アクセス技術の導入を推進していくことが必要である。

2. 接続政策に関する基本的視点 (p.19)

(1) 接続政策の経緯 (p.20)

これまでの接続政策は、NTT東西のネットワークのボトルネック性に着目し、当該ボトルネック設備のオープン化を通じて、競争事業者がNTT東西と同等の条件でサービス提供を可能とするための公正競争環境を整備し、サービス競争の促進を図ることを主眼として展開されてきた。

(2) 接続政策の基本的方向性 (p.21)

競争事業者はNTT東西のボトルネック設備を利用せざるを得ないという設備の不可欠性が存在していることに鑑み、引き続き、接続ルールにより事業者間の競争を促進することが必要である。

3. 指定電気通信設備制度の在り方 (p.22)

(1) 検討の視点 (p.22)

現行の指定電気通信設備の指定基準の在り方について検証を行うとともに、NTT中期経営戦略で提示されたNTTグループの連携に対する政策的対応の方向性、指定電気通信設備制度の見直しの在り方などについて検討を加える。

(2) 指定電気通信設備制度の指定基準 (p.23)

第一種指定電気通信設備(固定系)の指定基準について、メタル回線と光ファイバ回線を一体的に運用しているが、引き続き、現在の仕組みを当面維持することが適当である。こ

れは、メタル回線と光ファイバ回線が、①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際の優位性を有していること等に鑑みれば、両者を区別すべき合理的根拠は見出し難いことによる。

また、第二種指定電気通信設備(移動系)の指定基準について、EUと同様に閾値を40～50%に引き上げ、当該閾値を越える事業者に対して第一種指定電気通信設備(固定系)と同等のドミナント規制を課すという競争ルールの変更は、固定・移動の両市場の特性の違いに鑑み、現時点では適当でない。

(3)NTTグループの中期経営戦略と指定電気通信設備制度の在り方 (p.28)

1)NTT東西とNTTドコモの連携 (p.28)

NTT東西とNTTドコモの連携によるFMC(Fixed Mobile Convergence)サービスの提供については、基本的に望ましいと考えられるが、両者の市場支配力が結合することにより、固定・移動通信市場の双方に競争阻害的な要素が拡大することが懸念される。

この際、事業者間接続の形態やMVNO活用型によるFMCサービスの提供が考えられるが、競争事業者への同等性の確保が前提となる。なお、設備共用型のFMCについては、基本的に公正競争確保の観点から認められない。

また、NTT東西とNTTドコモによる共同営業は原則として適当でない。なお、当該サービスの提供に際してはNTT活用業務認可制度による認可が必要であり、認可に際し、必要十分な公正競争確保のための条件を付すことが適当である。なお、政策の予見可能性を高める観点から、速やかに「活用業務認可ガイドライン」等を見直し、これを整理・公表することが適当である。

2)NTT東西とその子会社等の連携 (p.31)

NTT東西は、多様な事業展開や業容拡大を図る観点から、これまでも子会社等を多数設立してきている。また、NTT東西の経営効率化を図る観点からアウトソーシングを目的とする子会社等も設立されてきており、NTT東西の社員数は、再編成時点(99年7月)の約12.7万人から、06年3月時点の約2.0万人まで減少している。

この場合、NTT東西に行為規制を課したとしても、当該子会社等には係る規制が適用されないため、結果としてドミナント規制が回避され、公正競争確保のためのルールが実効性を失う可能性がある。

このため、NTT東西とその子会社等を含め、NTT東西を起点とする共同的・一体的な市場支配力の濫用等を防止するため、新しい競争ルールの整備について早急に検討に着手し、所要の制度整備を行うことが必要である。

3) その他のNTTグループの連携 (p.33)

NTT東西をはじめとするグループ内各社の連携については、基本的に、既存の競争セーフガードを包括的に整理し、定期的に公正競争要件が確保されているか検証を加えることが適当である。

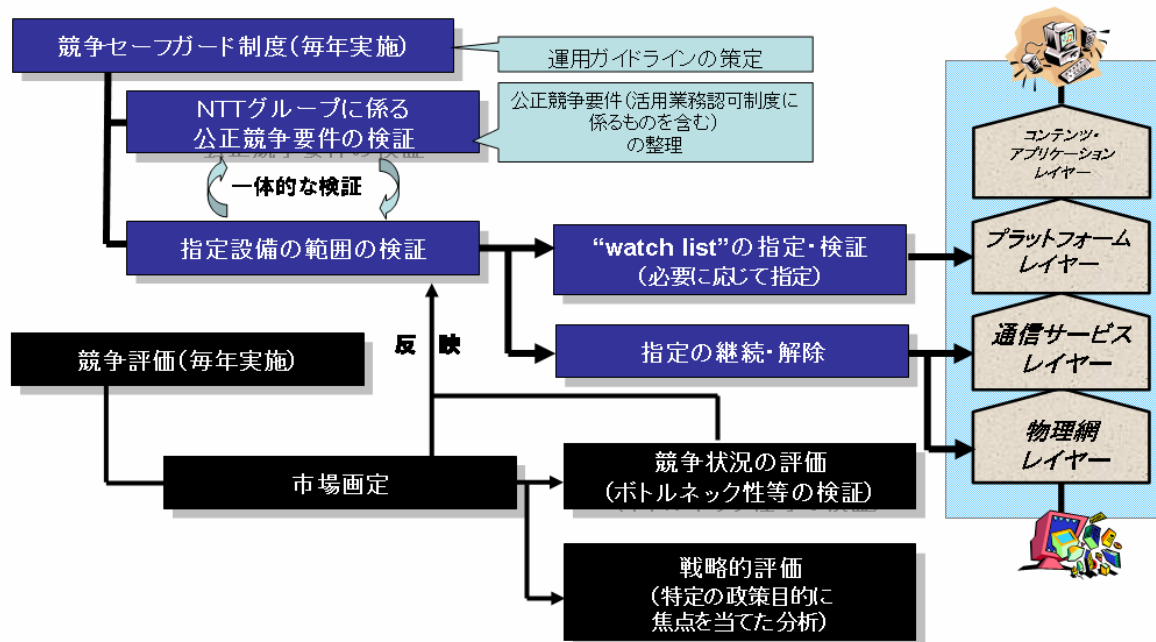
(4) 指定電気通信設備の対象範囲の柔軟な見直し (p.33)

IP化の進展に伴って、指定電気通信設備の範囲について柔軟な見直しができるよう、機能面を重視した指定電気通信設備の見直し、プラットフォーム機能を視野に入れた指定電気通信設備の指定という2点に留意した制度運用を行っていく必要がある。

(5) “競争セーフガード制度”の整備 (p.36)

現行の指定電気通信設備制度の整備を包括的・体系的に行うこととし、“競争セーフガード制度”の整備について速やかに措置することが適当である。具体的には以下のとおりである。

競争セーフガード制度の整備



- ① 指定電気通信設備の範囲については、毎年、定期的にレビューを行うこととし、併せて、NTTグループに係る累次の公正競争要件について、その有効性を検証する。
- ② 指定電気通信設備の範囲として、通信レイヤーの設備について特に機能面に着目して

検証する。同時に、プラットフォームレイヤーの機能についても指定電気通信設備として指定することを視野に入れ、NTT東西の市場支配力が上位レイヤーで濫用されることを防止する。

- ③ プラットフォームレイヤーの機能を指定電気通信設備として指定する場合には、競争阻害の可能性がある場合には「要注視機能」として明示してモニタリングに努めるとともに、市場支配力濫用の可能性が高いと判断された場合には、速やかにこれを指定する。
- ④ NTTグループに係る公正競争要件の検証の結果、当該要件が満足されていないと認められる場合は、行政として所要の措置を講じる。
- ⑤ 当該制度の運用に際しては運用ガイドラインを策定する。

以上の考え方に立ち、速やかに「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」等を策定し、07年度から運用を開始することが適当である。

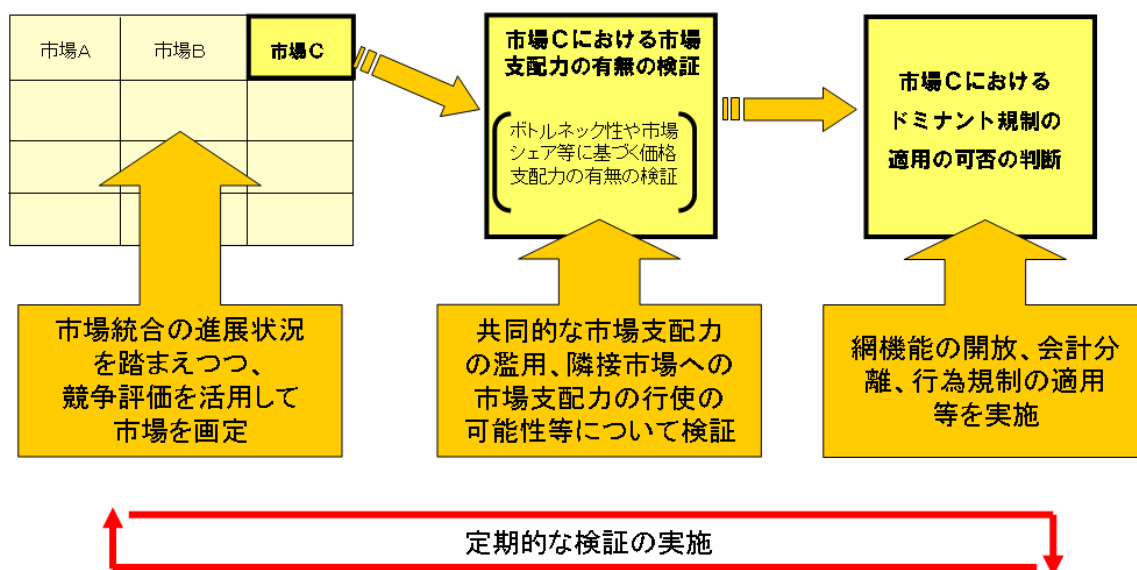
また、これに併せて、NTT東西とその子会社等の共同的・一体的な市場支配力の濫用防止のための仕組みについても速やかに検討に着手することが望ましい。

なお、競争セーフガード制度と競争評価の関係については、指定電気通信設備制度の包括的な見直し(次項参照)に際し、法改正を含め、改めて整理を図る必要がある。

(6) 指定電気通信設備制度の包括的な見直し (p.38)

現行の一種・二種の指定電気通信設備制度の基本的な枠組みについて、IP化の進展に伴って固定・移動の市場統合が急速に進展する可能性があることを想定しつつ、現行制度の見直しについて速やかに検討に着手することが必要である。

指定電気通信設備制度の包括的な見直し



具体的には、電気通信市場全体について競争評価を用いて市場の画定を行い、画定された各市場ごとに各レイヤー内・レイヤー間の市場支配力の有無を認定し、当該認定に基づいて、オープン化の対象となる指定電気通信設備の指定や市場支配力を有する者に対する行為規制の適用を行う新しい制度の枠組みに移行することを検討すべきである。

今後の検討に際しては、現在総務省で行われている競争評価の手法について、共同支配力やレバレッジを含めた市場支配力の認定の在り方等について検証を行い、当該検証結果を踏まえつつ、10年までには指定電気通信設備制度の包括的な見直し(具体的な枠組みの構築)を行い、運用開始することが望ましい。

(7) その他の検討すべき課題 (p.40)

その他の当面の課題として、①NTT東西の地域IP網の取扱い(次世代ネットワークの構築状況などを注視しつつ更に検討)、②コロケーションルールの見直し(中継ダークファイバに係るWDM装置の設置、局舎スペース等の取扱いや電柱におけるコロケーションルールの整備)、③宅内配線工事に関するルール整備、④回線名義人情報に関する取扱いの見直し等について、速やかに検討に着手することが必要である。

4. NTT東西の次世代ネットワークの構築に係る環境整備の在り方 (p.44)

NTT東西は次世代ネットワークを用いた本格商用サービスの提供を07年度下期に開始するとしていることに鑑み、競争事業者も遅滞なくサービス提供ができる環境を可能な限り前広に確保することが必要である。このため、総務省において次世代ネットワークの接続ルールの在り方について検討する場を設置し、具体的な検討を始めることが適当である。当該検討結果は適宜取りまとめの上、ルール化が必要と認められるものについては情報通信審議会に随時諮問し、速やかに結論を得ることが適当である。

なお、検討に際しては、映像配信プラットフォーム等のオープン性の確保等に留意が必要である。

また、次世代ネットワークによる商用サービスの提供には活用業務認可制度による認可が必要であるが、当該認可に係るガイドラインに沿って、公正競争確保のための措置を講じることが必要である。なお、同制度については、「地域通信業務を営むための経営資源を活用する」という制度趣旨の再検証が必要である。また、当該制度を用いた認可により、結果としてNTT東西が地域通信業務を営む会社であるというNTT法の制度趣旨が相対的に失われていく可能性があることにも留意が必要である。

5. 第一種指定電気通信設備に係る会計制度の見直し (p.46)

市場構造が変化する中、費用配賦基準や法定耐用年数の妥当性の検証など、接続会計及び役務別会計の在り方について、専門家で構成する検討の場を速やかに設置し、07

年夏頃を目途に結論を得ることが適当である。

6. 接続料算定の在り方 (p.47)

(1) PSTN接続料の在り方 (p.48)

PSTN接続料については、09年度までNTS(Non Traffic Sensitive)コストの付け替えが行われることが想定されるため、情報通信審議会における次期接続料見直しにおいては、08～09年度の接続料について、現行モデルの改修を基本として具体的な結論を得るとともに、10年度以降の接続料算定の在り方の基本的な方向性についても併せて検討を行い、07年中に結論を得ることが必要である。

10年度以降の接続料算定の在り方については、LRIC方式の継続、実際費用方式への移行、ビル&キープ方式への移行等が選択肢となり得るため、これら複数の手法について比較考量することが必要である。

なお、PSTN接続料の算定方法の見直しに際しては、東西均一接続料を見直すとともに、PSTNとIP網の並存の在り方等について関係者間で更に議論を深めることも必要であろう。

(2) 光ファイバに係る接続料の在り方 (p.51)

光ファイバに係る接続料の在り方については、今後とも相当の需要が継続的に見込まれることから、引き続き将来原価方式で算定することが適当である。その際、稼働芯線数、設備投資コストに係る先行投資分、光ファイバの耐用年数、競争事業者に起因する設備投資リスクへの対応などについて検証が必要である。

ちなみに、光ファイバ網の開放義務を課しているということは設備投資からのフェアリターンを得ることを禁止するものではない。当該接続料について、適正な投資リスクと報酬率が確保されているとすれば、これを競争事業者に貸与することによってNTT東西は適正水準の利益を上げることが出来る点は留意が必要である。

なお、具体的な接続料水準の変更については、当事者たるNTT東西による接続約款の変更認可申請を待って、上記の検証項目を踏まえて対応していくことが望まれる。その際、あくまで挙証責任は当事者であるNTT東西にある。また、接続料を変更すべき合理的な理由があれば、適宜、NTT東西は行政当局に対して申請を行うことは可能である。

(3) その他の検討すべき課題 (p.54)

NTT東西の次世代ネットワークの接続料について、本格商用サービスを開始する07年度下期を念頭において速やかに結論を得る他、スタックテストに関する制度整備(06年度中)や事後精算制度の廃止を含めた見直しを行うことが必要である。

7. 接続形態の多様化への対応の在り方 (p.56)

ISP間の接続(ピアリング・トランジット)については、上位ISPと下位ISPとの関係の変化、通信網を保有する通信事業者のIP網への移行等を背景として、ISP間の接続についても従来の市場メカニズムを通じた事業者間精算の健全性が損なわれることが懸念される。このため、ISP間接続について、今後、紛争事案が多数登場する可能性がある。

そこで、ISP市場における市場支配力の濫用など公正競争阻害の要素が働かないよう、行政当局は当該市場のモニタリングを強化・継続し、紛争処理機能なども活用していくことを旨としつつ、ISP間接続を巡る紛争解決に向けたガイドラインの作成など、適宜、所要の措置を講じていくことが望ましい。

8. MVNOを含む移動通信市場における競争促進の在り方 (p.59)

周波数制約の中で移動通信市場の競争促進を図るため、MVNOの新規参入を促進することが適当である。MNOが他業態へ進出している一方、MVNOとして他業態から移動通信市場に参入することにより、新しいビジネスモデルが生まれ、MNOとMVNOとのパートナーシップによる新たな“win-win”の関係が生まれることが期待される。

MNOとMVNOとの間の法制上の関係としては、卸電気通信役務と事業者間接続のいずれの形態を採用することも可能であり、基本的には当事者間の問題である。しかしながら、MVNO市場の健全な発展を促すため、06年中に「MVNO事業化ガイドライン」を改正し、MNO側の技術仕様・取引条件(例えば、接続を拒否可能な事由)の明確化等を行うことが適当である。

第4章 今後の料金政策の在り方

1. 料金政策に関する基本的視点 (p.63)

電気通信サービスの料金については、現行のデタリフ化に至る数次の規制緩和が行われ、行政当局による介入を最小限に限定してきた。現在の料金政策は、市場支配力の濫用防止と利用者利益の保護という2つの要件を組み合わせつつ、構成されている。

2. プライスキャップ規制の在り方 (p.64)

プライスキャップ規制については、IP網への移行期における基準料金指数の在り方や加入者回線サブバスケットの廃止について、次回の基準料金指数の見直しが行われる09年度までに検討を行い、所要の措置を講じるとともに、当該規制とユニバーサルサービス制

度との関係についても検討を行うことが適当である。

3. 新しい料金体系への対応の在り方 (p.67)

新しいビジネスモデルによって提供される通信サービスの料金メニューの適正性という観点からは、サービス提供に要するコストが利用者料金あるいは広告収入によって適正に回収されるものである限り、現時点において料金政策上の特段の問題はない。

しかし、公正競争を確保すると共に利用者利益の保護を図るため、料金設定における不適正事案に関するガイドラインの策定、役務別会計の見直し等の検討を行う必要がある。また、料金メニューの多様化が進展する中、①ベストエフォート型サービス料金の在り方、②利用者保護法制の拡充、③標準的な料金バスケットの開発等を検討すべきである。

第5章 ネットワークの中立性の確保の在り方

1. ネットワーク構造の変化とネットワークの中立性 (p.71)

IP網の利用については、利用者の観点に立ち、ネットワークの中立性(network neutrality)を確保していくことが求められる。具体的には、

- ① 利用者がIP網を柔軟に利用してコンテンツ・アプリケーションレイヤーに自由にアクセス可能であること
- ② 利用者が技術基準に合致した端末をIP網に自由に接続し、端末間の通信を柔軟に行うことが可能であること
- ③ 利用者が通信レイヤー及びプラットフォームレイヤーを適正な対価で公平に利用可能であること

という3つの原則が確保される必要がある。

このネットワークの中立性を確保するために具体的に求められる政策評価パラメータとして、ネットワーク利用の公平性及びネットワークのコスト負担の公平性という2点に着目する必要がある。

2. ネットワーク利用の公平性 (p.72)

IP網においてはエンド側(端末レイヤー及びコンテンツ・アプリケーションレイヤー)にインテリジェンス機能(サービス制御機能等)を持たせることが可能となっている。他方、通信事業者が構築を進めている次世代ネットワークは、その保有するIP網の中にインテリジェンスを実装する方向にある。

IP化の進展により、ネットワーク側だけにインテリジェンスを持たせることによって技術革新の担い手が限定され、その成果もネットワーク内に閉じ込めることとなる可能性がある。

このため、ネットワーク側とエンド側の双方にインテリジェンスを実装することを可能にする、換言すれば、垂直統合型のビジネスモデルにおいて、ある特定のレイヤーが他のレイヤーによって一方的に制御・支配されるということを排除する必要がある。このため、各レイヤー間の真のオープン化を確保することにより、ネットワーク利用の公平性が確保される。

具体的には、ドミナント事業者のプラットフォーム機能のオープン化、特定アプリケーション機能に係る利用制限の妥当性の検証、端末レイヤーに対するオープン性の確保等が求められる。

3. ネットワークのコスト負担の公平性 (p.76)

近年パケット通信量が加速的に増加しているが、その要因は上位レイヤーから下位レイヤーの様々な場所に存在しており、その原因者とそれによって生み出された増加トラヒックの関係を明確に把握することが困難であるという問題が存在する。このため、通信網の増強におけるコストシェアリングモデルの中立性を確保する必要がある。

具体的には、帯域別料金の妥当性、リッチコンテンツの配信に係る追加的料金徴収の妥当性、コストシェアリングモデルと急速な技術革新との関係等について検証する必要がある。

4. 米国におけるネットワークの中立性を巡る議論の動向 (p.80)

05年8月、FCCは政策宣言「ブロードバンド開発を促進し、公共インターネットの開放性と相互接続性を維持・促進するための4原則」を採択した。これを受け、連邦議会においても、ネットワークの中立性を巡る法制化の議論が行われている。

5. 今後の検討の在り方 (p.81)

ネットワークの中立性を巡る議論は単に概念的な問題ではなく、この考え方を一つの枠組みとして、個別具体的な様々な政策課題を整理することができる。ブロードバンド大国となった我が国においては、ネットワークの中立性を巡る問題が世界に先駆けて具体化する可能性があるため、行政当局においては、ネットワークの中立性について関係者による検討の場を設け、07年夏頃を目途に第一フェーズの検討を行うことが望ましい。

第6章 その他の検討すべき政策課題

1. 端末レイヤーにおける競争促進の在り方 (p.83)

IP化に対応した端末機能(通信品質、安全・信頼性、端末とネットワークの接続性・運用

性という基本機能)に係る競争環境を整備するため、認証制度の在り方等の検討が必要であり、07年中に結論を得ることが適当である。

また、携帯端末市場における競争促進が必要である。競争促進の観点からは、販売奨励金の廃止等やSIM(Subscriber Identity Module)ロックの解除等について検討が必要であり、まずは関係当事者の参画も得た形で検討の場を設け、07年夏頃を目途に結論を得ることが適当である。

2. 紛争処理機能の強化 (p.88)

IP化の進展に伴いビジネスモデルの多様化が進展することが見込まれる中、迅速かつ円滑な紛争処理を確保するための機能強化を図る観点から、通信事業者と上位レイヤーの事業者間の紛争も取り扱うことを可能とする他、競争事業者による回線設備等の自前設置の際の電柱等の所有者との間の紛争について、紛争処理委員会におけるあっせん・仲裁を認める等、紛争処理機能の強化を図る必要がある。

また、意見申出制度については、申出者の秘密保護に合理的根拠があると認められる場合には当該申出者を特定できる情報を開示しないといった仕組みについて06年度中を目途に導入することが適当である。

3. ユニバーサルサービス制度の見直し (p.90)

PSTNからIP網への移行が急速に進展すると見込まれる中、ユニバーサルサービス制度の対象範囲やそのコスト算定の方法についてフィージビリティスタディを行い、07年中にその結果を取りまとめるとともに、09年段階で本格的な検討を行うことが望ましい。

従来のユニバーサルサービスという概念を採用する限り、急速な技術革新に対応し、常にその定義を更新していくことが必要となり、制度の安定的な運用が損なわれる可能性がある。検討に際しては、例えば「ユニバーサルサービス」というサービス概念を改め、ブロードバンドサービスへのアクセスについて、地域間格差なく誰もが利用可能な条件で利用できることを確保する「ユニバーサルアクセス」の概念を含め、今後更に検討を深めて行くことが適当である。

その際、①モビリティを有するサービスにおいて「あまねく提供」されているという点をどう定義するか、②ブロードバンドアクセスをすべてユニバーサルサービス制度の補填対象とすると補填額が膨らむ可能性があるが、この点を踏まえ、コスト算定モデルをどう考えるか、③ユニバーサルサービスの要件の一つである料金の低廉性について、いかなる判断基準を設定することが適当か、といった点について慎重に検討していくことが求められる。

4. 市場退出ルールの明確化 (p.93)

事業の休廃止に係る手続きについて06年度中を目途に現行制度の問題点を整理し、

必要に応じてガイドライン等を取りまとめることが適当である。

5. その他行政に求められる事項 (p.94)

行政においては、競争ルールの透明性の確保(例えば「競争政策ポータルサイト」の開設)、電気通信番号の在り方の検討、国際的に生じる問題への対処(例えば、ピアリングを巡る国際的な紛争事案への適切な対処)、競争ルールの国際的整合性の確保に向けた積極的な貢献などを図ることが求められる。

第7章 新しい競争促進プログラムの策定に向けて (p.96)

総務省においては、本懇談会の提言を踏まえ、IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関し、新しい政策アジェンダ「新競争促進プログラム2010」を速やかに取りまとめることが望まれる。

本プログラムについては情報通信審議会に報告することが望ましい。また、その進捗状況について、毎年、プログレスレポート(現状報告書)を取りまとめ、同審議会に報告するとともに、広く関係者の意見を求める等、PDCAを行うとともに、本プログラム自体についても定期的にリボルビングを行うことが望ましい。

新競争促進プログラム2010(骨格)

